

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第23号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「同事務局教務部学事課」を「同事務局教育支援部学事課」に改める。

第 7 条第 2 項中「それぞれ」を削る。

第18条を次のように改める。

（調定の通知又は支出の命令の期限）

第18条 調定通知、支出命令、振替命令、還付命令及び戻入通知は、翌年度 5 月 31 日までに整理を完了できるように行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第45条の見出し中「現金出納員」を「会計管理者等」に改め、同条第 1 項中「現金出納員（前条第 1 項に規定するものを除く。第47条において同じ。）」

を「会計管理者及び現金出納員」に改め、同条第 2 項ただし書中「、納税に関する書類、納入通知書又は納付書により現金領収する場合」を削り、「とき」の次に「又は納税に関する書類、納入通知書若しくは納付書により現金領収するとき」を加え、同条第 6 項中「前条第 1 項の領収書及びこの条第 2 項ただし書の規定により指定した」を「第 2 項ただし書の規定による」に改める。

第47条第 1 項中「現金出納員」を「会計管理者及び現金出納員」に、「（第 23号様式）」を「（第25号様式の 3）」に、「納入済に関する書類のある場合の払込み手続については、第44条第 1 項後段の規定を準用する」を「、納入済に関する書類があるときは、払込書（第25号様式の 4）を用い、これに納入済に関する書類を添付しなければならない」に改める。

第52条第 1 項中「とき」の次に「（委託した事務を変更しようとするときを含む。）」を加え、同条第 3 項中「第23号様式の 2」を「第25号様式の 4」に改める。

第 121 条を次のように改める。

第 121 条 削除

第 163 条及び第 164 条を次のように改める。

第 163 条及び第 164 条 削除

第 165 条第 3 項中「（第23号様式）」を「（第25号様式の 3）」に改め、同条第 4 項を削り、同条に次の 4 項を加える。

- 4 厚生院の現金出納員は、収入調定者に納入済に関する電磁的記録を送付することにより、納入済の通知をしなければならない。
- 5 市会計管理者は、第57条第 2 項の規定の例により、収入調定者に払込済の通知をしなければならない。
- 6 収入調定者は、厚生院の現金出納員から第 4 項の規定による納入済の通知を受けたときは、調定の内容と照合するものとする。
- 7 第 1 項から前項までに規定するもののほか、厚生院の現金出納員が収納する口座振替による収納金の収入手続については、この規則の定めるところによる。

附則第 7 項の表の左欄中「第44条第 1 項」を「第47条第 1 項」に、「第23号様式、第23号様式の 2 及び第26号様式」を「第25号様式の 3 から第26号様式ま

で」に改め、同表の右欄中「郵便貯金銀行口座」の次に「（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）の預金口座をいう。）」を加える。

別表第 1 の 2 中

「	
郵便貯金銀行口座に受け入れる入学検定料の収納、保管及び払出し並びに当該収納金に係る収入調定者への納入済の通知に関する事務	市立中央看護専門学校を
」	

削る。

第22号様式及び第23号様式を次のように改める。

第22号様式及び第23号様式 削除

第23号様式の 2 中「第44条」を「第47条」に改め、同様式を第25号様式の 4 とする。

第25号様式の 2 の次に次の 1 様式を加える。

年度		払込書	
払込者	職		
	氏名		
金額			ただし、
会計			科目
			主管

払込場所

	年度		払込済通知書	
名古屋市			金 額	
			区分	
払込者	職 氏名			領収日付印
会計		科目		
指 定 金 融 機 関 名	（取りまとめ店）→ 銀行 店		上記のとおり 通知します。	
主管				
（名古屋市保管）				

年度		原 符
名古屋市		
金額		
会計		
科目		
払込者	職 氏名	
主管		
上記のとおり 払い込みます。	領収日付印	
（金融機関保管）		

年度		領 収 書
名古屋市		
払込者	職 氏名	
金額		
ただし、		
上記のとおり領収しました。		
主管		
この領収書は、名古屋市の指定金融機関又は収納代理金融機関の領収日付印がないと効力を生じませんからご注意ください。		
領収日付印		
（本人保管）		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とし、払込済通知書片は縦 114.3 ミリメートル、横 125 ミリメートル、原符片は縦 114.3 ミリメートル、横 55.34 ミリメートルとする。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市会計規則（以下「新規則」という。）の規定（第18条の規定を除く。）は、令和 7 年度に係る会計手続から適用し、令和 6 年度に係る会計手続については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市会計規則の規定に基づいて作成されている第23号様式及び第23号様式の 2 の用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。